

鬼怒川ダム統合管理事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・
観測・調査検討・用地測量調査等）に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所長 丸山 日登志（以下「甲」という。）と、
〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次の
とおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鬼怒川ダム統合管理事務所の管理区間内（以下「管内」という。）において、
災害が発生した場合に、被害施設の早期復旧と拡大防止に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 業務の実施区域は、別紙「鬼怒川ダム統合管理事務所 管理区間」とする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とす
る。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

| 区分 | 内容 | 協定締結業者予定数 |
|-------|--------------------------------|-----------|
| 区分（1） | 地上測量に関する業務 | 10社程度 |
| 区分（2） | 空中写真測量に関する業務 | 5社程度 |
| 区分（3） | 地質調査に関する業務 | 10社程度 |
| 区分（4） | 応急対策計画検討に関する業務 | 10社程度 |
| 区分（5） | ダム本体及び関連施設の調査、検討又 は設計に関する業務 | 10社程度 |
| 区分（6） | 権利者調査・用地境界測量・建物等の調 査等に関する業務 | 10社程度 |

（技術者）

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に
掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面によ
り甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年8月31日までに、9月1日の技術者の雇用状況（予
定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出

動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、鬼怒川ダム統合管理事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負

担とする。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 3年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所長 丸山 日登志

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○